

No. 1371 (2026. 8.27)

職場における熱中症対策の動向

はじめに

I 職場における熱中症の現状

II 職場における熱中症対策

1 対策の経緯

2 最近の動向

3 課題

III 国際機関及び諸外国等の動向

1 国際労働機関（ILO）

2 アメリカ

3 欧州

4 シンガポール

おわりに

キーワード：労働安全衛生、労働災害、熱中症、気候変動

- 気候変動の影響で、職場における熱中症の発生が増加している。日本では、令和7（2025）年の職場における熱中症による死傷者数が 1,803 人と過去最多となった。
- 政府は近年、使用者への熱中症対策の義務付け、ガイドラインの整備、高リスクの高年齢者・建設労働者への対応等、職場における熱中症対策を強化している。一定の成果がある一方、課題も指摘されている。
- 職場における熱中症対策について、国際労働機関（ILO）を始め、国際的にも関心が高まっている。使用者への熱中症対策の義務付けに加え、猛暑時の労働の中止・短縮やその際の所得補償を実施する国もある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働課 そ ぎ そ う た ろ う 曾木 颯太郎

第 1 3 7 1 号

はじめに

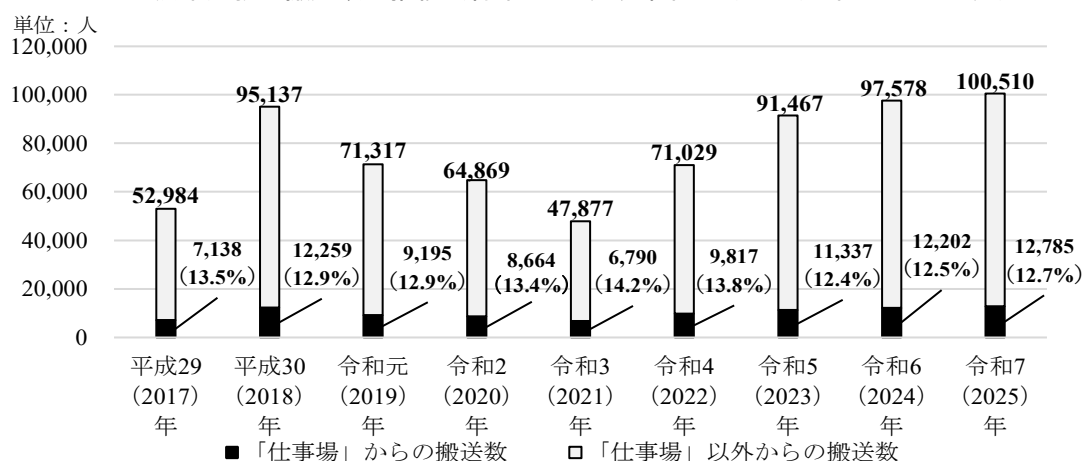
気候変動の影響により、近年日本の夏季の平均気温は上昇傾向が続き、令和 7（2025）年夏季の平均気温は、明治 31（1898）年の統計開始以降、最高を記録した¹。熱中症の発生も増加傾向にある。令和 7（2025）年 5～9 月の熱中症による救急搬送数は 10 万人を超え、平成 20（2008）年の調査開始以降、最多となった²。さらに、労働中の職場における熱中症も多発する状況が続いている。厳しい暑さ（暑熱）の下でも、労働中は作業を中止することが困難で、継続せざるを得ない場合が多いとされ、対策が急務となっている³。

本稿では、日本の職場における熱中症の現状を示す（Ⅰ章）とともに、職場における熱中症対策の経緯と最近の動向、課題を整理する（Ⅱ章）。気候変動に伴う猛暑からの労働者の保護は日本に限らず、世界的な課題でもある。Ⅲ章では国際機関や諸外国等の動向を取り上げる。

Ⅰ 職場における熱中症の現状

近年の日本における夏頃の熱中症による救急搬送数の推移は、図 1 に示すとおりであり、令和 3（2021）年を境に増加の一途をたどっている。年代別では 65 歳以上の高齢者が搬送数全体の半数以上を占め、令和 7（2025）年は 57,433 人（全体の約 57%）を数えた⁴。発生場所別では「住居」（令和 7（2025）年は約 38,000 人）や「道路」（同約 2 万人）が多いものの、道路工事現場、工場、作業所等及び農作業中の田畑等の「仕事場」も毎年 12～14%程度と一定の割合を占めており、令和 7（2025）年は 13,000 人に迫った⁵。

図 1 熱中症救急搬送数の推移（各年 5～9 月、令和 2（2020）年のみ 6～9 月）



* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 8 月 7 日である。日本円換算は令和 8 年 8 月報告省令レートに基づき、1 ドル=161 円として行った。本稿中の人物の肩書は、全て当時のものである。

¹ 気象庁大気海洋部「2025 年の梅雨入り・明け及び夏（6～8 月）の記録的高温について」2025.9.1, p.[1]. <<https://www.jma.go.jp/jma/press/2509/01a/honshi.pdf>>

² 総務省消防庁「令和 7 年（5 月～9 月）の熱中症による救急搬送状況」2025.10.29, p.[1]. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001037757.pdf>

³ 星秋夫「わが国における熱中症の予防と対策」『労働の科学』79 巻 2 号, 2024.2, pp.12-13.

⁴ 総務省消防庁 前掲注(2), p.[3].

⁵ 同上, p.[4].

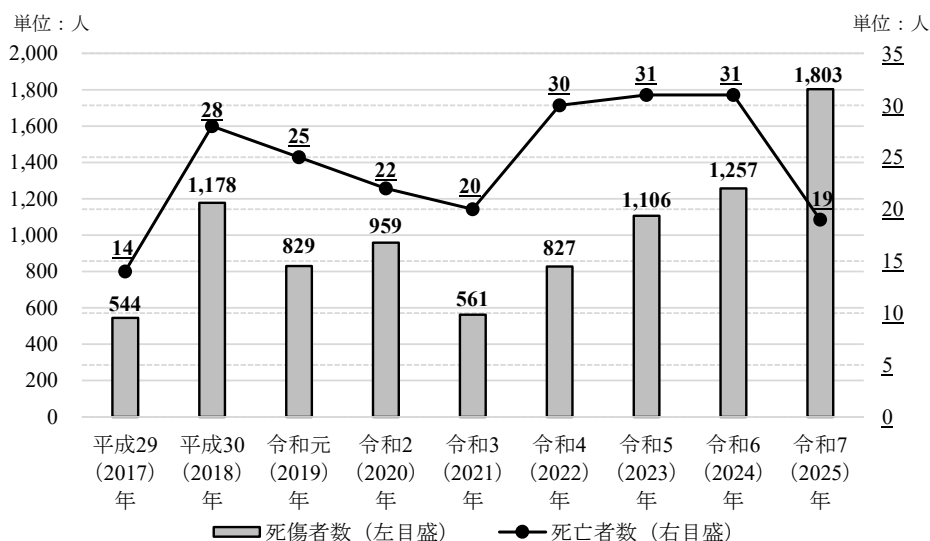
(注)「仕事場」は道路工事現場、工場、作業所等及び農・畜・水産作業を行っている田畑、森林、海、川等を指す。「仕事場」以外の場所(住居、教育機関、公衆(屋外)等)で労働していた場合や「仕事場」で暑熱にさらされても他の場所へ移動してから搬送された場合等は含まれていない。

(出典)総務省消防庁「令和7年(5月～9月)の熱中症による救急搬送状況」2025.10.29, p.[4]. <https://www.soumu.go.jp/main_content/001037757.pdf>; 同「令和2年(6月から9月)の熱中症による救急搬送状況」2020.10.27, p.[4]. <https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/items/heatstroke_geppou_2020.pdf> を基に筆者作成。

熱中症による搬送数は、暑熱の基準である湿球黒球温度(Wet-Bulb Globe Temperature: WBGT)⁶の高い年に多くなることが指摘されている。WBGTは気温に加えて湿度等も考慮するため、平成30(2018)年や令和6～7(2024～2025)年のように高温・猛暑が続く場合だけでなく、高湿度が続く場合にも上昇するとされる⁷。

図2は、職場において熱中症により死傷した労働者数の推移を示している。これも令和3(2021)年以降、増加基調にあり、令和7(2025)年には過去最多の1,803人に上った。業種別では、建設業と製造業で発生数が多いが、運送業、警備業、商業等でも増加しており、多様な状況の下で発生していることがうかがえる⁸。令和4～6(2022～2024)年には死亡者が毎年30人以上に達したが、令和7(2025)年は19人とどまった(Ⅱ3参照)。

図2 職場における熱中症による死傷者数の推移(確定値)



(注)死傷者数は死亡者数と休業4日以上の業務上疾病者数の合計。

(出典)「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)」2026.5.27, pp.1-2. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001705024.pdf>> を基に筆者作成。

図3は、令和2～6(2020～2024)年の全ての熱中症による死亡者数と職場における熱中症による死亡者数を年代別に比較している。全ての熱中症死亡者数に占める60歳以上の割合は

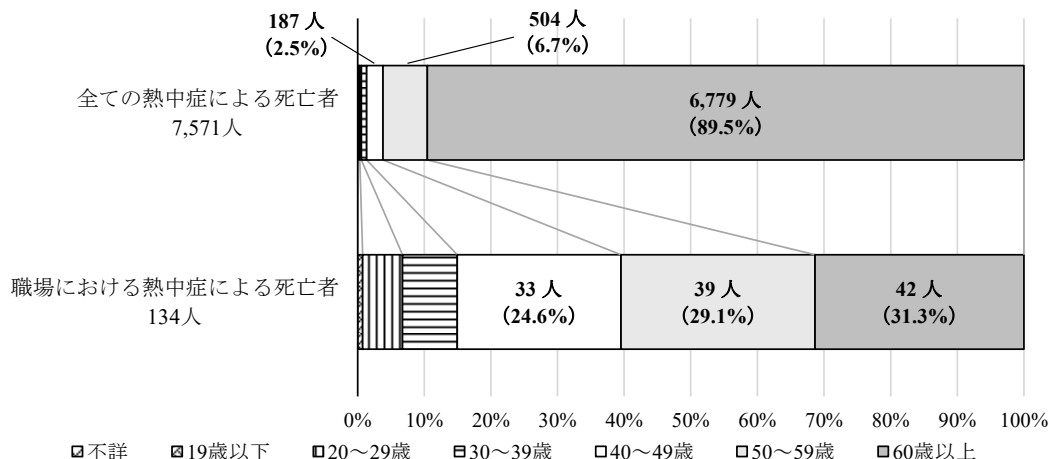
⁶ 気温・湿度・ふく射熱(日射等)等を考慮し、暑熱環境での熱による負荷を評価する。摂氏度(℃)で表示されるが、気温とは異なる。身体作業強度に応じた基準値が定められ、基準値超の場合には熱中症対策を徹底する必要がある。日本では「暑さ指数」とも呼ばれ、天気予報等で取り上げられることも増えている。

⁷ 総務省消防庁 前掲注(2); 岡和孝「気候変動下における熱中症—その現状と対策、研究事例—」『科学』95巻8号, 2025.8, pp.665-666; 登内道彦「熱中症と気象条件—暑熱環境と熱中症搬送者数の傾向—」『週刊医学のあゆみ』274巻2号, 2020.7.11, pp.180-182.

⁸ 「2025年(令和7年)職場における熱中症による死傷災害の発生状況(確定値)」2026.5.27, pp.1-3. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001705024.pdf>>

90%近い。これに対し、職場における死亡者では約 30%程度である。また、40 歳代や 50 歳代の死亡者の割合もそれぞれ約 25%、約 30%と比較的高くなっている。

図3 令和2～6（2020～2024）年における熱中症による死亡者数



（出典）「2024 年（令和 6 年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」2025.5.30, p.[8]. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001496511.pdf>>; 「年齢（5 歳階級）別にみた熱中症による死亡数の年次推移（平成 7 年～令和 6 年）—人口動態統計（確定数）より—」2025.9.16. 同 <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/necchusho24/dl/R06nenrei.pdf>> を基に筆者作成。

II 職場における熱中症対策

本章では、日本の職場における熱中症対策の経緯と最近の動向、今後の課題を概観する。

1 対策の経緯

職場における熱中症防止に関して、「労働安全衛生法」（昭和 47 年法律第 57 号）は、高温による健康障害⁹防止に必要な措置の実施（同法第 22 条第 2 号）や作業場の保温、防湿等に必要な措置の実施（同法第 23 条）を事業者¹⁰に義務付けている。また、「労働安全衛生規則」（昭和 47 年労働省令第 32 号）は、暑熱又は多湿の屋内作業場での適当な温湿度調節（同規則第 606 条）、多量の発汗を伴う作業場での塩・飲料水の常備（同規則第 617 条）等を規定している。

日本では、戦後間もない時期から、製鉄所や造船所、坑内等の高温多湿な屋内作業場における熱中症の予防が課題とされていた。こうした作業場における熱中症は、技術革新による無人化や冷房設置による環境改善、鉱山の閉山等により、1990 年代中頃にかけて減少が進んだ¹⁰。他方、平成 6～7（1994～1995）年には、夏季の猛暑により、屋外労働者を中心に熱中症による死亡者数が平成 5（1993）年の 1 人から 20 人以上に急増した。このため、労働省（当時）は平成 8（1996）年に、場所を問わず熱中症対策を徹底するよう通達を発した¹¹。その後も、厚生労働省は死傷者数の増加を背景に、暑熱の基準として WBGT（I 参照）の測定と環境評価への活

⁹ 「高温による健康障害」には火傷や熱中症を含むと解される。三柴文典編『コンメンタール労働安全衛生法』法律文化社、2025, p.548. また、「労働基準法施行規則」（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 1 の 2 は、業務上の疾病の 1 つとして「暑熱な場所における業務による熱中症」を掲げている。

¹⁰ 澤田晋一「職場の温熱環境—その古くて新しい産業衛生学的問題—」『労働基準』50 巻 3 号、1998.3, pp.31-33.

¹¹ 「熱中症の予防について」（平成 8 年 5 月 21 日基発第 329 号）

用を推奨する等、職場における熱中症対策の強化を呼び掛けてきた¹²。また、平成 29（2017）年以降、毎年 5 月から 9 月に各労働災害防止団体等と共同で「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、使用者に熱中症対策の実施について周知・啓発を行ってきた¹³。

令和 3（2021）年策定の「職場における熱中症予防基本対策要綱」は、熱中症リスクの評価のために WBGT の測定・活用を改めて推奨している。その上で測定結果に基づき、①作業環境管理（WBGT の低減、休憩場所の整備等）、②作業管理（作業時間短縮、暑熱順化¹⁴、連絡体制整備等）、③健康管理（健康状態、身体状況の確認等）、④労働衛生教育、⑤救急措置の実施を求めている¹⁵。

労働安全衛生法第 6 条に基づき、労働災害防止のための重要事項を定める労働災害防止計画においても、熱中症対策は課題として次第に重視されるようになった。令和 5（2023）年策定の第 14 次計画（令和 5～9（2023～2027）年度）では、①熱中症災害防止のため WBGT を把握・活用する事業場の割合の 2027 年までの増加（2023 年比）、②熱中症による死亡者数の増加率の減少（前 5 年度比）がアウトプット・アウトカムそれぞれの目標として掲げられた¹⁶。

2 最近の動向

（1）熱中症対策実行計画

職場における熱中症対策は、政府の「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）でも、具体的施策の 1 つに位置付けられている。同計画は、令和 5（2023）年改正の気候変動への適応の総合的な推進等を定める「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）¹⁷第 16 条に基づき政府が定めるものであり、2030 年までの中期目標として熱中症による死亡者数の現状からの半減を掲げている。そして、職場における熱中症に関する基本的役割として、国と自治体に対しては事業者への情報提供や普及啓発等による熱中症への理解の醸成を、事業者に対しては労働者の熱中症防止に必要な措置の実施を、それぞれ求めている。国の実施する具体的施策としては、①事業者の重点実施事項の周知、②事業者への指導の実施、③ポータルサイトによる知見・取組の周知と労働衛生教育の支援、④予防に効果のある衣類・機器による予防方法の検討・展開・周知が明記されている¹⁸。

（2）労働安全衛生規則の改正

令和 7（2025）年 6 月に労働安全衛生規則が改正・施行され、熱中症を生じるおそれのある

¹² 「熱中症の予防対策における WBGT の活用について」（平成 17 年 7 月 29 日基安発第 0729001 号）；「職場における熱中症の予防について」（平成 21 年 6 月 19 日基発第 0619001 号）

¹³ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」中央労働災害防止協会ウェブサイト <<https://www.jisha.or.jp/info/campaign/necceyusho/>>

¹⁴ 暑熱に少しずつ身体を慣らすことで、熱耐性を高めること。熱中症リスクの低減が示唆されている。

¹⁵ 「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和 3 年 4 月 20 日基発 0420 第 3 号）

¹⁶ 厚生労働省「第 14 次労働災害防止計画」2023.3, pp.7-8. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001116307.pdf>>

¹⁷ 「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 23 号）熱中症対策として、他に熱中症警戒情報・同特別警戒情報の発表（気候変動適応法第 18 条・第 19 条）、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定（同法第 21 条）、熱中症対策普及団体の指定（同法第 23 条）等が定められた。

¹⁸ 「熱中症対策実行計画」（令和 5 年 5 月 30 日閣議決定）pp.5-6, 11. 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf>

作業¹⁹を行う際、①熱中症のおそれのある者についての報告体制の整備・周知、②熱中症悪化を防止するために必要な措置の内容・実施手順の整備・周知が、事業者に対して新たに義務付けられた（同規則第 612 条の 2）²⁰。規定新設の理由として、熱中症死亡災害のほとんどが初期症状の放置や対応の遅れによると見られており、重篤化防止のために早期発見と迅速な対処が必要とされたことが挙げられる。また、死亡者の約 7 割が屋外労働者であるため、今後も気候変動の影響で更なる増加が懸念されたこと、他の災害に比べて死亡に至る割合が 5～6 倍であることも背景にあった²¹。同規則改正に関する議論が行われた厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会では、死亡者数の状況から第 14 次労働災害防止計画（Ⅱ 1 参照）の目標達成を危ぶむ声があった²²。

（3）職場における熱中症防止のためのガイドライン

厚生労働省は令和 7（2025）年 12 月から令和 8（2026）年 3 月にかけて、「職場における熱中症防止対策に係る検討会」（座長：堀江正知・産業医科大学副学長、以下「検討会」）を開き、有識者による検討を進め、その議論を基に、令和 8（2026）年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定した。ガイドラインは、事業者に対して、有害性の要因の特定及び WBGT を活用した熱中症リスクの評価、労働衛生管理体制の確立や作業環境管理等、従来の基本的対策の実施を求めつつ、前述の労働安全衛生規則の改正内容を盛り込んだ。あわせて、状況や業種・業態に対応した具体的な実施方法を包括的かつ詳細に記載した。これは、熱中症リスクを評価し、その低減措置を検討した事業者が、制約条件の異なる業種・業態に応じた適切な措置を選択し実施することを企図している²³。

（4）高年齢労働者への対策

令和 7（2025）年に労働安全衛生法が改正され、高年齢者の労働災害防止措置を講じることが事業者の努力義務として定められた（同法第 62 条の 2、施行日は令和 8（2026）年 4 月 1 日）²⁴。同法第 62 条の 2 第 2 項に基づき公示された「高年齢者の労働災害防止のための指針」は、暑さ等への感覚・身体調節機能が低下していることが多い高年齢者のために事業者が講ずべき措置として、①涼しい休憩場所や熱中症初期症状を把握する小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）等、暑熱環境に対応した設備・装置の導入、②意識的な水分補給や体調確認等、暑熱作業時の作業管理を明示した²⁵。また、60 歳以上の労働者の作業環境改善のため、スポットクーラー、ウェアラブルデバイス等の身体機能低下を補う設備・装置の導入に当たり、厚生労

¹⁹ WBGT28℃以上又は気温 31℃以上の場所で、継続して 1 時間以上又は 1 日当たり 4 時間を超えて実施が見込まれる作業。「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和 7 年 5 月 20 日基発 0520 第 6 号）

²⁰ 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 57 号）

²¹ 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課「職場における熱中症対策の強化について（その 2）」（第 175 回労働政策審議会安全衛生分科会 資料 1-1）2025.3.12, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001439158.pdf>>

²² 「第 174 回労働政策審議会安全衛生分科会議事録」2025.1.27.（山脇義光委員発言）厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56902.html>

²³ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」2026.3.18, pp.2-15. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/001676299.pdf>> 策定に伴い、「職場における熱中症予防基本対策要綱」は廃止された。

²⁴ 「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 33 号）

²⁵ 「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和 8 年 2 月 10 日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第 1 号）pp.4-5. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001654297.pdf>> 適用日は令和 8（2026）年 4 月 1 日である。

働省「エイジフレンドリー補助金」の熱中症対策コースにより、中小企業事業者に対しては費用の半額（上限 100 万円）の補助が実施されている²⁶。

（5）建設労働者への対策

熱中症による死傷者が多い建設労働者に関しては、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」（昭和 51 年法律第 33 号）第 3 条に基づき令和 8（2026）年 3 月に策定された「建設雇用改善計画（第十一次）」（令和 8～12（2026～2030）年度）において、雇用改善等の重要事項として熱中症予防の施策が盛り込まれた。具体的には、改正された労働安全衛生規則の周知徹底のほか、安全な労働環境提供への配慮や無理のない工期設定の発注者に対する働き掛け、1 年単位の変形労働時間制の活用が挙げられる²⁷。1 年単位の変形労働時間制では、1 年以内の一定期間を平均し、週当たりの労働時間を 40 時間以内とした場合に、特定された週又は日に 1 週 40 時間 1 日 8 時間を超えて労働させることができる²⁸。この制度により、労働時間を猛暑時に削減し、その他の時期に延長することで、猛暑時の労働の回避・短縮が期待されている²⁹。

（6）個人事業者等への対策

労働者に類似したフリーランスを含む個人事業者等への対策は、安全配慮義務や責任の所在も含めた重要な問題になり得ると指摘されていた³⁰。個人事業者等のうち、労働者同一の場所で作業する者は、令和 7（2025）年の労働安全衛生法改正により労働者同様に保護措置の対象となった。これには熱中症の予防も含まれるとされる³¹。さらに、同法案に付された参議院厚生労働委員会の附帯決議は、異なる場所で労働者類似の作業を行う個人事業者等について、施行状況を踏まえ、熱中症対策費用に係る負担の在り方を含めて検討するよう求めた³²。異なる場所で作業する個人事業者等について、ガイドラインは自ら対策するよう注意喚起している³³。

3 課題

前述のとおり、令和 7（2025）年の職場における熱中症による死傷者数は 1,803 人と前年（1,257 人）から大幅に増加したが、死亡者数は 19 人と前年（31 人）から減少した。労働安全衛生規則改正による熱中症対策の義務付け（Ⅱ2（2）参照）が重篤化防止に一定の効果があつたと評価されている³⁴。一方で、重篤化防止にとどまらず、発生自体の防止のために使用者が作

²⁶ 「「令和 8 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内」 pp.1, 4. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001715767.pdf>>

²⁷ 厚生労働省「建設雇用改善計画（第十一次）」2026.4, p.20. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001681344.pdf>>

²⁸ 「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条の 4

²⁹ 「建設業における 1 年単位の変形労働時間制のポイント」2025.6, pp.[3-4]. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/001505975.pdf>>

³⁰ 河合壘「問題提起—猛暑と労働—」『季刊労働法』289 号, 2025 夏季, p.148.

³¹ 船井雄一郎「フリーランスの熱中症対策の必要性」（芸能従事者向け熱中症対策セミナー 厚生労働省説明資料）2025.8.1, p.23. 日本芸能従事者協会ウェブサイト <<https://artsworkers.jp/wp-content/uploads/2025/08/e863011a4f24d1a07b8f22c557e86abb.pdf>>

³² 第 217 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 8 号 令和 7 年 4 月 10 日 pp.15-16.

³³ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」前掲注(23), p.17.

³⁴ 「職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書—令和 8 年夏に向けて—」 pp.2-4. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001676115.pdf>>; 「2025 年（令和 7 年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）」前掲注(8), p.1.

業管理や作業環境管理を徹底するよう求める声がある³⁵。検討会でも、死傷者数全体の抑制や熱中症リスクの低下の重要性が強調された³⁶。今後は新たに策定したガイドラインの活用により予防を進められるかが注目される。

予防策の 1 つとして関心を集めるのが予防器具・機器の活用である³⁷。「熱中症対策実行計画」やガイドライン等は、予防に効果のある衣服（ファン付作業服等）や機器（ウェアラブルデバイス等）の導入・活用を取り上げている。特に、健康状態を把握するウェアラブルデバイスについて、有効性が評価される一方で、現時点では精度に個人差があることや深部体温の把握に課題が多いことが指摘されている³⁸。また、収集した生体データの取扱いに関する規定整備の必要性や費用面の課題も指摘されている³⁹。検討会は、「エイジフレンドリー補助金」（Ⅱ 2（4）参照）について、60 歳未満の職場における熱中症の死傷者が多いことから、補助対象の年齢制限の廃止等を検討する必要があるとしている⁴⁰。

猛暑時の労働の回避も予防策の 1 つとして提唱されている⁴¹。建設労働者の熱中症対策として取り上げられた 1 年単位の変形労働時間制の活用について、建設業界は、酷暑や降雪により増加傾向にある不稼働時間への対応や担い手確保の観点から肯定的であり、業界として推進する姿勢を示している⁴²。一方、労使協定締結を要する等、手続が煩雑であることや、現行制度では 30 日前までに労働日と労働時間の決定が必要であり、猛暑回避のために労働時間を調整するには期限が早すぎることを挙げて、制度の柔軟化を求める意見がある⁴³。研究者の間では、熱中症リスクが高い場合の労働を、労働者が拒否・回避する権利の検討も提言されている⁴⁴。

Ⅲ 国際機関及び諸外国等の動向

職場における熱中症対策を含む猛暑からの労働者の保護は、世界的な課題として認識されて

³⁵ 「【主張】「重症化防止」では不十分」『労働新聞』2026.4.2.

³⁶ 「職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書—令和 8 年夏に向けて—」前掲注(34), p.7.

³⁷ 「熱中症商戦 法改正で熱く 職場の対策→背負えるエアコン 自転車「青切符」」『読売新聞』（大阪本社版）2026.6.5, 夕刊.

³⁸ 丸山崇「導入が進むウェアラブルデバイスによる熱中症対策の現状と課題」『安全衛生コンサルタント』157 号, 2026.1, p.44; 齊藤宏之「熱中症予防のための労働者個々への対策ポイント」『安全と健康』76 巻 5 号, 2025.5, p.26. 検討会はファン付作業服とウェアラブルデバイスの性能や計測精度等の実態の検討と適切な対応を求めている。「職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書—令和 8 年夏に向けて—」前掲注(34), p.7.

³⁹ 丸山 同上, pp.44-45.

⁴⁰ 「職場における熱中症防止対策のための検討会 報告書—令和 8 年夏に向けて—」前掲注(34), p.7; 「熱中症対策グッズ補助 年齢制限撤廃へ 厚労省検討会」『朝日新聞』2026.3.3.

⁴¹ 「暑さ東南アジア並み 働きぬ夏 年 28 億時間損失 仕事の再設計待ったなし（チャートは語る）」『日本経済新聞』2026.7.5.

⁴² 全国建設業協会「建設業における「柔軟な働き方改革」の必要性について」（規制改革推進会議 第 8 回 働き方・人への投資ワーキング・グループ 資料 6）2026.4.14, p.8. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2501_03human/260414/human08_06.pdf>; 日本建設業連合会「猛暑期間の作業回避のための変形労働時間制の活用について」2026.6, pp.1-2. <<https://www.nikkenren.com/workstyle-transform/pdf/workstyle-transform01.pdf>>

⁴³ 全国建設業協会 同上, p.9. なお、変形労働時間制の柔軟化は日本成長戦略会議労働市場改革分科会でも課題の 1 つとして議論された。「日本成長戦略会議 労働市場改革分科会とりまとめ」2026.6.2, p.15. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/001707328.pdf>>

⁴⁴ 河合 前掲注(30), p.147. なお、検討会では WBGT 等の客観的な数値を基に就業可否を判断することも議論となったが、一律の対応は難しいとされた。「第 3 回 職場における熱中症防止対策に係る検討会議事録」2026.2.4.（神田潤構成員発言及び坂下多身構成員発言等）厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71264.html>

いる。2024 年 7 月の G20 労働雇用大臣会合で採択された宣言は、農業・建設・屋外労働者や、適切な保護を欠くような労働者への猛暑の深刻な影響を指摘し、労働者への気候変動の影響に適切に対応する強力な労働安全衛生政策を実施しなければならないとしている⁴⁵。本章では、国際労働機関（ILO）の動向を概観するとともに、各国・地域における対策の事例として、アメリカ、欧州（欧州連合（EU）・フランス・スペイン）、シンガポールの取組をまとめる。

1 国際労働機関（ILO）

ILO は近年、猛暑を含む気候変動の労働への影響を注視している。2024 年の試算では、毎年約 24 億 1000 万人の労働者（世界の労働力人口の 7 割以上）が猛暑にさらされ、約 2300 万件の労働災害につながっていると推計した⁴⁶。他方で、労働安全衛生対策の実施により 3610 億ドル（約 58 兆 1210 億円）以上の経済損失を防止できるとも強調する。また、暑熱リスクの高まる要因を特定し、労働者のうち、移民、開発途上国の路上販売等の法的保護を欠く労働者、女性（特に妊娠中の女性）、中高年、障害者はリスクがとりわけ高いことに注意を促している⁴⁷。

ILO が 2026 年 4 月に開催した、異常気象及び変化する気象パターンにおける労働安全衛生に関する政労使三者の専門家会合では、猛暑を含む気候変動の影響から労働者を保護する対策の強化について合意に達した。国家的な対策として、労働安全衛生に関する監視システムの強化や関係機関との連携、異常気象による危険を理由に労働を中止した労働者の不当な取扱いからの保護等が、職場での対策として、実践的で根拠に基づく予防措置の実施や緊急時の対応手順の策定等が必要とされた。合意した結論は、同年 11 月に ILO 理事会で審議予定である⁴⁸。

2 アメリカ

アメリカ政府は、2024 年 8 月に「国家暑熱戦略 2024-2030」で暑熱への総合的な対策をまとめた⁴⁹。労働者に関しては、予防策の啓発や実施と並び、安全衛生基準の導入を掲げ、高リスクとされる移民労働者や屋外労働者、暑熱環境で働く労働者の保護を明記している⁵⁰。アメリカでは、労働に関する安全衛生基準は、分野ごとに「職業安全衛生法」⁵¹に基づいて制定することとされているほか、安全衛生基準が未制定の分野についても、同法の「一般義務条項」（general duty clause）が定める使用者による労働者への安全な職場環境の提供義務を根拠として、監督・規制を行うこととされる⁵²。職場の暑熱に関しては、包括的な安全衛生基準はこれまで未制定

⁴⁵ “G20 Labour and Employment Ministers’ Meeting,” 2024.7, p.[6]. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/10501000/001281274.pdf>>

⁴⁶ ILO, “Ensuring safety and health at work in a changing climate,” 2024.4.22, pp.17-18. <https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-07/ILO_SafeDay24_Report_r11.pdf>

⁴⁷ ILO, “Heat at work: Implications for safety and health,” 2024.7.25, pp.13-17, 76-77. <https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-07/ILO_OSH_Heatstress-R16.pdf>

⁴⁸ “Tripartite experts agree on measures to protect workers and enterprises from weather-related risks,” 2026.4.28. ILO website <<https://www.ilo.org/resource/news/tripartite-experts-agree-measures-protect-workers-and-enterprises-weather>>; “Conclusions: Meeting of Experts on Occupational Safety and Health in Extreme Weather Events and Changing Weather Patterns,” 2026.6.3, pp.2-6. *ibid.* <https://www.ilo.org/sites/default/files/2026-06/MEEWE_AdoptedConclusion-EN.pdf>

⁴⁹ 下ノ菌慧ほか「主要国における熱中症対策—G20 参加国の公衆衛生政策を中心に—」『保健医療科学』74 巻 2 号, 2025.5, p.165. <https://doi.org/10.20683/jniph.74.2_157>

⁵⁰ “National Heat Strategy 2024-2030,” p.[26]. Global Heat Health Information Network website <https://heathealth.info/wp-content/uploads/National_Heat_Strategy-2024-2030.pdf>

⁵¹ Occupational Safety and Health Act of 1970, 29 U.S.C. ch. 15 § 651 et seq.

⁵² 29 U.S.C. § 654(a)(1); 中窪裕也『アメリカ労働法 第 2 版』弘文堂, 2010, pp.282-286.

であり、主に一般義務条項に基づく規制を行うこととされてきたが、一般義務条項による使用者責任の追及は近年厳格に解釈される傾向にあり、限界があると指摘されていた⁵³。

2021年、労働省職業安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) は、職場における熱中症防止に関する包括的な安全衛生基準の制定手続を開始した⁵⁴。2024年8月公示の基準案では、熱中症予防計画の策定、熱中症リスクの監視・特定、飲料水や休憩場所、休憩時間の確保、暑熱順化の実施、緊急対応手順の策定・実施等を使用者に義務付ける内容となっている⁵⁵。

しかし、2025年に発足したトランプ政権の下で、職場における熱中症防止に関する安全衛生基準の制定手続は凍結され、制定の見通しは立っていないとされる⁵⁶。また、OSHAは2022年4月策定の「屋外及び屋内の暑熱関連災害に関する国家重点計画」に基づき、熱中症リスクの高い業種への臨検を増やしていたが、2025年以降は減少したとされる⁵⁷。2026年改定の同計画では、対象業種の一部を入れ替えつつ、引き続き抜き打ちの臨検や啓発活動の実施を定めた一方で、臨検の数値目標を削除したこと等から、今後の対応は不透明であるとの指摘もある⁵⁸。

州レベルでは2026年現在、8州⁵⁹に職場における熱中症防止に関する安全衛生基準が存在する⁶⁰。内容や対象労働者は州ごとに異なり、予防計画策定や気温に応じた休息时间、飲料水の提供等を定めるものが多い。

3 欧州

(1) 欧州連合 (EU)

EUにおいても職場における熱中症への懸念が高まっている。欧州労働安全衛生機関 (European Agency for Safety and Health at Work: EU-OSHA) ⁶¹が2025年に公表した委託調査報告書によれば、同年において域内労働者の5人に1人が労働中に猛暑に見舞われた経験があるとされて

⁵³ “Heat: Standards.” OSHA website <<https://www.osha.gov/heat-exposure/standards>>; Michael Felsen, “An Elusive Promise: Protecting US Workers from Excessive Heat,” *The Global Labour Rights Reporter*, Vol.4 Iss.1, 2025.3, p.8. <<https://www.ilawnetwork.com/wp-content/uploads/2025/04/Journal-The-Global-Labour-Rights-Reporter-gllr-4-1-Updated.pdf>>

⁵⁴ “OSHA’s Advance Notice of Proposed Rulemaking for Heat Injury and Illness Prevention in Outdoor and Indoor Work Settings: How You Can Participate.” OSHA website <https://www.osha.gov/sites/default/files/publications/OSHA_4142.pdf> 通常、安全衛生基準の制定・改廃には、基準案の公示、パブリックコメントの受付、公聴会の開催等の手続を要し、数年以上かかるケースや廃案となるケースもある。中窪 前掲注(52), pp.282-283; 井村真己「アメリカの労働安全衛生におけるリスクアセスメントに関する考察—自発的防護プログラム (VPP) に関する制度概要を中心として—」『琉球法学』45号, 2017.3, pp.5-6. <<http://hdl.handle.net/2308/1812>>

⁵⁵ “Heat Injury and Illness Prevention in Outdoor and Indoor Work Settings,” 2024.8.30. Federal Register website <<https://www.federalregister.gov/documents/2024/08/30/2024-14824/heat-injury-and-illness-prevention-in-outdoor-and-indoor-work-settings>>

⁵⁶ Felsen, *op.cit.*(53), pp.12-13.

⁵⁷ “National Emphasis Program: Outdoor and Indoor Heat-Related Hazards,” 2022.4.8, p.6. OSHA website <https://www.osha.gov/sites/default/files/enforcement/directives/CPL_03-00-024.pdf>; Kate Aronoff, “Trump Quietly Weakened Heat Rules Just in Time for a Broiling Summer,” 2026.5.28. The New Republic website <<https://newrepublic.com/article/210983/trump-quietly-weakened-heat-rules-just-time-broiling-summer>>

⁵⁸ “US Department of Labor updates national emphasis program to protect workers from indoor, outdoor heat hazards,” 2026.4.10. OSHA website <<https://www.osha.gov/news/newsreleases/osha-national-news-release/20260410>>; Aronoff, *ibid.*

⁵⁹ カリフォルニア・ワシントン・ミネソタ・コロラド・オレゴン・メリーランド・ネバダ・バージニアの各州。各州の規制の詳細は「連邦と州における労働者の熱中症対策」2026.6. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2026/06/usa_01.html> 参照。

⁶⁰ 州は労働長官の承認を得て職業安全衛生法と同等以上の内容の安全衛生プログラムを実施できるほか、同法に基づく安全衛生基準未制定の分野を独自に規制できる。中窪 前掲注(52), pp.281-282.

⁶¹ 労働安全衛生に関する調査・分析を行うEUの専門機関。

いる⁶²。

EU では、「労働安全衛生枠組み指令」⁶³が労働者の安全を確保する使用者の一般的義務を定めている。また、「職場指令」⁶⁴は室内気温の適切な保持を規定する。その他、建設現場等特定の労働環境で適切な気温の保持を定める指令も存在するが、労働可能な気温の上限の設定等、職場における熱中症防止に特化した強制力のある法規制は存在しない⁶⁵。EU-OSHA は、2023 年に労働中の熱中症予防策の実務ガイドラインを策定し、対応を呼び掛けた⁶⁶。また、欧州委員会は、屋外労働での上限気温を設定する指令の制定可否を問う欧州議会での質問に対し、労働安全衛生枠組み指令を基にした厳格な規制は加盟国の役割であるとする見解を示していた⁶⁷。これに対し、欧州の労働組合の連合体である欧州労働組合連盟（European Trade Union Confederation: ETUC）は、職場における熱中症防止に関する指令の制定を求めている⁶⁸。欧州委員会の諮問機関である労働安全衛生諮問委員会では、暑熱における労働安全衛生に関する政労使三者協議（2025 年）において、労働者側は、労働者を暑熱から保護する最低要件を定める指令の必要性に言及した。一方で、使用者側は、既存指令で十分であるとして、非強制的な方策を推奨し、合意には達しなかった⁶⁹。

EU 加盟各国では、職場における熱中症対策を含む気候変動からの労働者の保護について、強制力の有無等の点で政策の在り方は多様である⁷⁰。以下では、法規制を中心とするフランス及びスペインの近年の政策を概観する。

（2）フランス

フランスでは、2025 年に気候変動適応に関する総合的な計画として「第 3 次国家気候変動適応計画」が策定された。52 の施策の 1 つとして、猛暑を始めとする気候変動への労働者の適応について、使用者の義務を強化すること等が示された⁷¹。同年 5 月に「暑熱によるリスクからの労働者保護に関する 2025 年 5 月 27 日のデクレ（政令）第 2025-482 号」⁷²を制定し、熱中症リスクの評価と、休憩時間の確保、保護具・飲料水の提供など予防措置の実施等を使用者に対して義務付けている。

⁶² EU-OSHA, “OSH Pulse 2025: Occupational safety and health in the era of climate and digital change,” 2025, p.10. <https://osha.europa.eu/sites/default/files/documents/OSH-pulse-2025-climate-digital-change_EN.pdf>

⁶³ Council Directive 89/391/EEC of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work

⁶⁴ Council Directive 89/654/EEC of 30 November 1989 concerning the minimum safety and health requirements for the workplace

⁶⁵ Goda Skiotytė et al., “The effects of extreme weather conditions on workers’ health and safety,” 2025.11, pp.68-70. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/759353/CASP_STU\(2025\)759353_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/759353/CASP_STU(2025)759353_EN.pdf)>

⁶⁶ EU-OSHA, “Heat at work: Guidance for Workplaces,” 2023.5.15. <https://osha.europa.eu/sites/default/files/Heat-at-work-Guidance-for-workplaces_EN.pdf>

⁶⁷ “Answer given by Mr Schmit on behalf of the European Commission,” 2024.11.18. European Parliament website <https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-10-2024-001915-ASW_EN.html> 「指令」（Directive）は EU 法の形式の 1 つであり、加盟国での実施に当たり国内法の整備を要する。

⁶⁸ “The content of a Directive on the prevention of occupational heat risks,” 2025.3.4. European Trade Union Confederation website <<https://www.etuc.org/en/document/content-directive-prevention-occupational-heat-risks>>

⁶⁹ The Advisory Committee on Safety and Health at Work, “Opinion: Climate Change: heat at work,” 2025.12.10, pp.4-5. <<https://circabc.europa.eu/ui/group/cb9293be-4563-4f19-89cf-4c4588bd6541/library/61e58999-6cfa-402d-9d98-38fac4b2b001/details>>

⁷⁰ Skiotytė et al., *op.cit.* (65), pp.78-80.

⁷¹ “Document de présentation PNACC3,” 2025.3.10, pp.103-109. Ministères Transition écologique, Aménagement du Territoire, Transports, Ville et Logement website <<https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/documents/PNACC3.pdf>>

⁷² Décret n° 2025-482 du 27 mai 2025 relatif à la protection des travailleurs contre les risques liés à la chaleur

また、一部業種では猛暑に伴い労働を中止する際の所得補償制度もある。建設業・公共事業の労働者には、悪天候により作業中止となる場合に賃金の 75%を補償する悪天候休業手当 (chômage-intempéries) が以前から支給されていた⁷³。「悪天候」は強風、降雨、降雪、凍結等とされてきたが、近年の熱中症の増加を受け、2024 年 6 月 28 日のデクレ⁷⁴により、熱波もその対象に追加された⁷⁵。こうした対策に対し、議会や労働組合等からは、労働における上限気温の設定等のより明確な規制を求める声も上がっている⁷⁶。

(3) スペイン

スペインも「国家気候変動適応計画 2021-2030」で、気候変動による労働者の健康への影響の防止を定めている⁷⁷。2023 年 5 月 11 日の政令法⁷⁸により、猛暑等の異常気象のリスクから労働者（農業・水産業を含む。）を保護する措置の実施が使用者に義務付けられた。また、高温警報の発令時に、当該措置では労働者の安全を保証できない場合、労働の中止又は短縮等の実施が規定された⁷⁹。さらに、2024 年 11 月 28 日の政令法⁸⁰による「労働者憲章法」⁸¹改正では、異常気象や災害により就労上の危険がある場合に労働者は最長 4 日間の有給休暇を取得できること、使用者は労働者に異常気象時の対応措置を通知すること、労働協約に異常気象のリスクへの予防策等の行動手順を含めること等が新たに定められた。法制定の直接の契機は 2024 年に東部で発生した洪水であるが、異常気象には猛暑も含まれるとされる⁸²。労働組合等は、農業・建設業等に多い移民労働者向けの多言語による予防のための訓練や高リスク地域への集中的な臨検の実施等、更なる対策の強化を求めている⁸³。

⁷³ Code du travail, Articles L5424-6 à L5424-19, D5424-7 à D5424-49-1

⁷⁴ Décret n° 2024-630 du 28 juin 2024 relatif au régime particulier d'indemnisation des salariés par les entreprises du bâtiment et des travaux publics en cas d'arrêt de travail occasionné par les intempéries

⁷⁵ 「建設・公共事業向け特別補償制度の対象を拡大―補償対象の悪天候に「猛暑」を追加―」2024.8. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/08/france_01.html>

⁷⁶ Diane Jeantet, “Canicule: que prévoit le Code du travail?,” 2026.5.28. Les Echos website <<https://www.lesechos.fr/travailler-mieux/vie-au-travail/canicule-que-prevoit-le-code-du-travail-2233836>> なお、フランスでは労働法典 L.4131-1 条で生命・健康に重大かつ急迫の危険があると合理的に判断した場合、労働者は使用者に警告した上で退避することが認められている。野田進『フランス労働法概説』信山社出版, 2022, pp.565-569. 猛暑の場合も認められることがあり得るとされる。“Canicule: quelles sont vos obligations en tant qu’employeur?” 2026.6.24. Ministère de l’Économie et des Finances website <<https://www.economie.gouv.fr/entreprises/gerer-ses-ressources-humaines-et-ses-salaries/canicule-quelles-sont-vos-obligations-en-tant-quemployeur>>

⁷⁷ Ministerio para la Transición Ecológica y el Reto Demográfico, “Plan Nacional de Adaptación al Cambio Climático,” pp.101-102. <https://www.miteco.gob.es/content/dam/miteco/es/cambio-climatico/temas/impactos-vulnerabilidad-y-adaptacion/pnacc-2021-2030_tcm30-512163.pdf>

⁷⁸ Real Decreto-ley 4/2023, de 11 de mayo, por el que se adoptan medidas urgentes en materia agraria y de aguas en respuesta a la sequía y al agravamiento de las condiciones del sector primario derivado del conflicto bélico en Ucrania y de las condiciones climatológicas, así como de promoción del uso del transporte público colectivo terrestre por parte de los jóvenes y prevención de riesgos laborales en episodios de elevadas temperaturas.(BOE, núm. 113, de 12/5/2023).「政令法」(Decreto-Ley)はスペインの法形式の 1 つで、特別かつ緊急の場合に議会の議決を経ずに内閣が制定・公布する。法律と同等の効力を有するが、公布後 30 日以内に下院の承認又は廃止の決定を要する。

⁷⁹ 労働の中止・短縮時も賃金は減額されない。Sergio Salas-Nicás and Marouane Laabbas-el-Guennouni, “Heat stress and social dialogue in Spain,” *Industrial Health*, Vol.64 No.1, 2026.1, p.87. <<https://doi.org/10.2486/indhealth.2025-0105>>

⁸⁰ Real Decreto-ley 8/2024, de 28 de noviembre, por el que se adoptan medidas urgentes complementarias en el marco del Plan de respuesta inmediata, reconstrucción y relanzamiento frente a los daños causados por la Depresión Aislada en Niveles Altos (DANA) en diferentes municipios entre el 28 de octubre y el 4 de noviembre de 2024.(BOE, núm. 288, de 29/11/2024).

⁸¹ Real Decreto Legislativo 2/2015, de 23 de octubre, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley del Estatuto de los Trabajadores.(BOE núm. 255, de 24/10/2015).

⁸² Salas-Nicás and Laabbas-el-Guennouni, *op.cit.*(79)

⁸³ Skiotytė et al., *op.cit.*(65), p.202; “UGT alerta de la vulnerabilidad de las y los trabajadores inmigrantes ante las

4 シンガポール

シンガポールでは、2023年に屋外労働者への熱中症対策が強化され、使用者に対して WBGT の測定を求め、その数値が 32℃以上の場合に、1 時間ごとに日陰での休息時間を確保することが義務付けられたほか、熱中症の早期発見のため、二人一組での行動を推奨している。加えて、同国に初めて到着した労働者や 1 週間以上休暇を取得していた労働者に、最低 7 日間の暑熱順化を実施することを求めた⁸⁴。暑熱順化の対象を明示する背景には、2025 年 12 月時点で建設業・造船業・製造業に従事する外国人労働者が 50 万人近くに上るように、非熟練労働の多くを外国人労働者が担っていることがある⁸⁵。対策が不十分な場合には、「職場安全衛生法」⁸⁶に基づき罰則が科される⁸⁷。なお、2024 年に対策の実施状況について当局が臨検を行った結果、事業場の 3 分の 1 で対策が不十分であったとされており、不徹底な面が指摘されている⁸⁸。

おわりに

日本を含め世界各地で職場における熱中症対策が進められている⁸⁹。熱中症防止のために現場で取るべき基本的な対策は、各国で大きく変わることはない。一方で、実効性の向上や労働者の不利益の軽減については、多角的な観点から、各国で課題の認識と政策の模索が続いている。さらに、高年齢労働者や移民労働者等、熱中症リスクが特に高いとされる労働者への対策も新たな課題として浮上している。

欧州では、2026 年 6 月以降の猛暑により、社会に大きな混乱が生じた。猛暑が厳しくなれば、労働現場や経済への打撃は更に大きくなるとする予測もある⁹⁰。こうした影響を抑えるためにも、職場における熱中症の予防と重篤化の防止に向けて、今後も実効的な対策の推進が望まれる。同時に、根本的な原因である気候変動の影響を緩和する努力も求められるであろう。

olas de calor y la siniestralidad laboral,” 2025.8.11. UGT website <<https://www.ugt.es/ugt-alerta-de-la-vulnerabilidad-de-las-y-los-trabajadores-inmigrantes-ante-las-olas-de-calor-y-la>>

⁸⁴ “Enhanced Measures to Reduce Heat Stress for Outdoor Workers,” 2023.10.24. Ministry of Manpower website <<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2023/1024-enhanced-measures-to-reduce-heat-stress-for-outdoor-workers>>

⁸⁵ “Foreign workforce numbers.” Ministry of Manpower website <<https://www.mom.gov.sg/foreign-workforce-numbers>>
シンガポールでは外国籍の熱中症患者の救急受診件数が多く、国外からの建設労働者の存在が一因として考えられている。高橋治花・岡田遥平「シンガポールにおける熱中症の取り扱い」『救急医学』49 巻 6 号, 2025.6, p.704.

⁸⁶ Workplace Safety and Health Act 2006

⁸⁷ “FAQs on Heat stress measures for outdoor work.” Ministry of Manpower website <<https://www.mom.gov.sg/heat-stress-measures-for-outdoor-work/faqs-on-heat-stress-measures-for-outdoor-work>>

⁸⁸ Somini Sengupta and Hisako Ueno, “Extreme Heat Spurs New Laws Aimed at Protecting Workers Worldwide,” *New York Times*, 2025.9.13; Shabana Begum, “About 1 in 3 workplaces inspected from March to June breached heat safety rules: MOM,” 2024.7.27. Straits Times website <<https://www.straitstimes.com/singapore/about-1-in-3-workplaces-inspected-from-march-to-june-breached-heat-safety-rules-mom>>

⁸⁹ 本稿で扱った国以外では、例えば韓国の対策については、藤原夏人「【韓国】労働者の熱中症対策等を強化するための法改正」『外国の立法』No.305-1, 2025.10, p.35. <<https://doi.org/10.11501/14491583>> 参照。

⁹⁰ Joanna Partridge, “Too hot for work: why extreme heat is a threat to Europe’s productivity,” 2026.6.26. Guardian website <<https://www.theguardian.com/business/2026/jun/26/extreme-heat-europe-productivity-economic-growth>>